

要綱（一部改正後）

平成31年 4月 26日

塩竈市長 佐藤 昭

塩竈市宅地防災対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）による被災者の復旧に係る負担を軽減し、災害に強いまちづくりを促進するため、防災対策工事又は被災宅地復旧工事を行う者に対し、予算の範囲内において、塩竈市宅地防災対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則（平成17年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 市内に存する土地で、住宅の用に供するものをいう。
- (2) 住家再建 東日本大震災により地盤沈下の被害を受けた宅地に、宅地の所有者が住家を建て直すことをいう。
- (3) 防災対策工事 東日本大震災の津波により住家が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた宅地の所有者が、住家再建のため、自らの費用により行う別表に掲げる工事をいう。
- (4) 被災宅地 東日本大震災により住家が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた個人が所有する宅地（不動産貸付業の用に供するものを除く。）をいう。
- (5) 被災宅地復旧工事 被災宅地の所有者、管理者又はこれらの者の親族が、被災宅地の安全性を確保するため、自らの費用により行う別表に掲げる工事をいう。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付は、市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 防災対策工事又は被災宅地復旧工事を行う者
- (2) その他市長が特に必要と認める者。

2 補助金の交付の対象は、防災対策工事又は被災宅地復旧工事に要する経費とする。

（交付の額）

第4条 補助金の交付の額は、防災対策工事又は被災宅地復旧工事に要する経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）

とし、別表の補助限度額の欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第5条第2項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の見積書又は契約書（工事の内訳が記載されたもの）の写し
- (2) 被災証明書の写し（住家に被害がある場合に限る。）
- (3) 宅地の被災状況が確認できる書類
- (4) 宅地の位置図
- (5) 設計図書（擁壁の補修工事である場合を除く。）
- (6) 3か月以内に発行された宅地に係る全部事項証明書
- (7) 曳き家又は揚げ家工事の場合は、3か月以内に発行された住家に係る全部事項証明書（未登記の場合にあっては塩竈市が発行する固定資産評価証明書）
- (8) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図
- (9) 3か月以内に発行された補助金を申請するもの（以下「申請者」という。）に係る印鑑登録証明書
- (10) 申請者に係る市税納付状況確認同意書（様式第1号）。ただし、同意書を提出できないときは、塩竈市長が30日以内に発行した市税の滞納がないことの証明書
- (11) 2メートルを超える擁壁を築造した時は、建築基準法に基づく工作物の確認済証の写し
- (12) 所有者以外の者が被災宅地復旧工事を行う場合は、所有者の委任状（様式第2号）及び所有者に係る印鑑登録証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 工事に係る請求書及び領収書（工事の内訳が記載されたもの）の写し
- (2) 施行中の工事実施個所の写真
- (3) 工事完了後の工事実施個所の写真
- (4) 2メートルを超える擁壁を築造した場合は、建築基準法に基づく工作物の完了検査済証の写し

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年5月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。